

武蔵野市下水道総合計画見直し及び
下水道事業経営の在り方等検討委員会

体系区分ごとの使用料改定について

令和 5(2023)年 1 月 17 日

武蔵野市環境部下水道課

目次

1. 下水道使用料改定の考え方.....	1
2. 現状分析	1
2-1 汚水排水量の推移.....	1
2-2 汚水使用料の推移.....	2
2-3 汚水件数の推移.....	3
3. 他団体との比較	4
3-1 使用料体系の比較.....	4
3-2 最大使用時料金及び単価の比較.....	5
4. 改定にあたっての論点.....	6
4-1 現行使用料の考え方について.....	6
4-2 改定にあたって.....	7

1. 下水道使用料改定の考え方

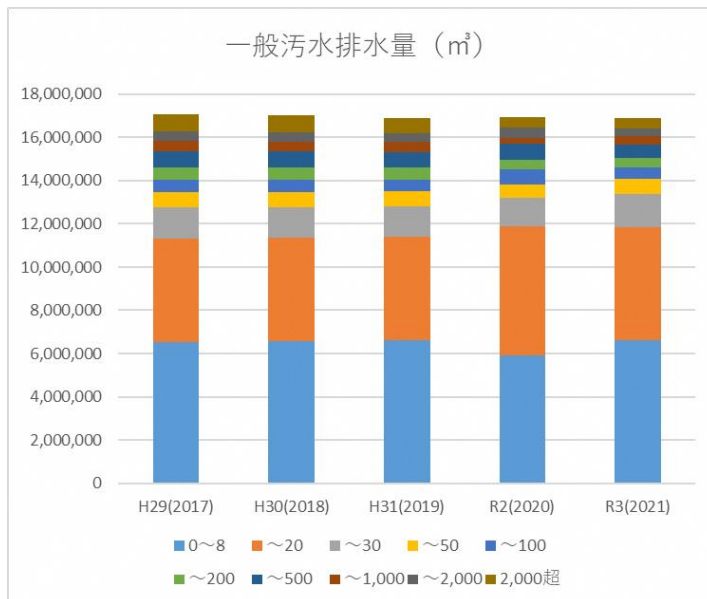
全体の改定率については、資料1「財務シミュレーション結果について」における検討結果（パターンA：3.7%改定もしくはパターンB：4.3%改定）に対する委員会でのご意見を踏まえ、本市で決定するものとし、現在の使用料体系を前提に、体系区分ごとの使用料改定について、検討を行います。

2. 現状分析

過去5年間の汚水排水量・汚水使用料・調定件数をもとに水量区分別の状況を分析します。また、コロナ禍の影響については平成31（2019）年度と令和3（2021）年度の実績値を比較することにより分析しております。

2-1 汚水排水量の推移

一般汚水排水量を水量区分別で見ると、家庭用が中心と思われる30 m³以下の区分ではコロナ禍で増えている一方、事業用が中心と思われる100 m³超の区分では大きく減少しています。なお、基本使用料区分（0～8 m³）の排水量はほとんど変化のない状況です。

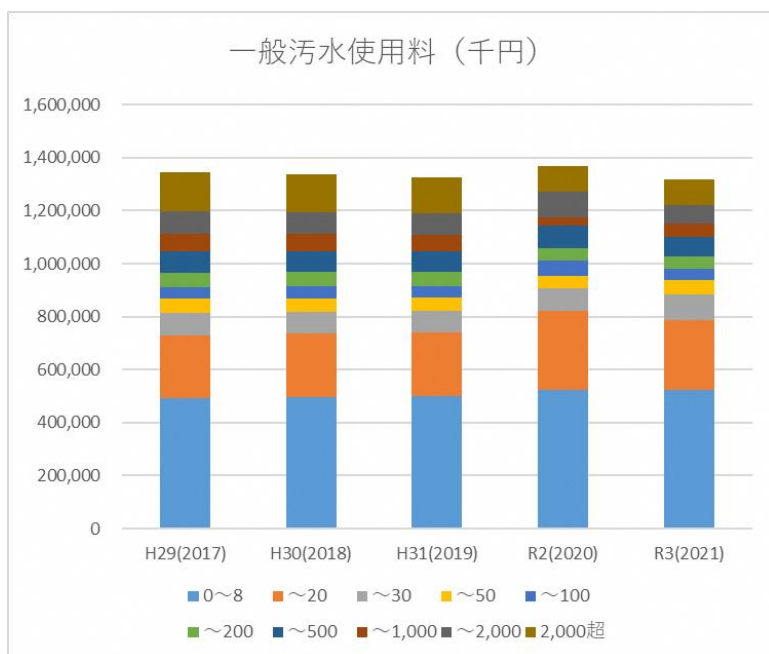


一月当たり汚水量区分	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	H31⇒R3増減	H31構成比	R3構成比
0～8	6,531,292	6,566,290	6,607,993	5,917,357	6,606,735	0.0%	39.1	39.1
～20	4,800,451	4,804,089	4,812,298	5,956,409	5,237,892	8.8%	28.5	31.0
～30	1,414,883	1,393,162	1,376,588	1,313,197	1,517,933	10.3%	8.1	9.0
～50	734,189	715,372	701,041	651,639	729,802	4.1%	4.1	4.3
～100	557,239	553,589	545,125	661,687	505,397	-7.3%	3.2	3.0
～200	581,961	571,921	553,494	461,836	467,714	-15.5%	3.3	2.8
～500	733,675	733,513	704,316	752,390	609,964	-13.4%	4.2	3.6
～1,000	483,140	475,649	472,697	235,044	371,556	-21.4%	2.8	2.2
～2,000	447,895	436,275	433,853	482,698	362,529	-16.4%	2.6	2.1
2,000超	767,872	756,267	703,829	501,803	491,080	-30.2%	4.2	2.9
合計	17,052,597	17,006,127	16,911,234	16,934,060	16,900,602	-0.1%	100.0	100.0

2-2 汚水使用料の推移

一般汚水使用料を水量区分別で見ると、令和 2（2020）年度の使用料改定の影響もあり、家庭用が中心と思われる 30 m³以下の区分ではコロナ禍でも増収となっている一方、事業用が中心と思われる 100 m³超の区分では大きく減収となっています。

なお、基本使用料区分（0～8 m³）の使用料はコロナ禍でも 5%の増収となっているにもかかわらず、合計ではマイナスの推移となっていることから、大口利用者区分の減収が使用料収入全体にも大きくマイナスの影響を与えていることが分かります。

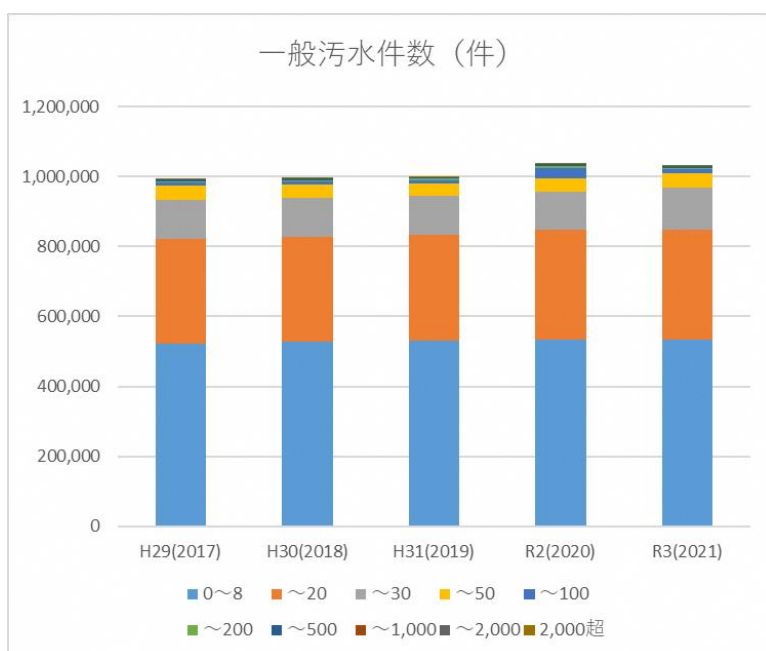


一月当たり汚水量区分	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	H31⇒R3増減	H31構成比	R3構成比
0～8	490,529,600	495,097,060	499,077,020	522,122,440	523,707,100	4.9%	37.7	39.8
～20	240,022,550	240,204,450	240,614,900	297,820,460	261,894,600	8.8%	18.2	19.9
～30	84,892,980	83,589,720	82,595,280	85,357,823	98,665,640	19.5%	6.2	7.5
～50	51,393,230	50,076,040	49,072,870	48,872,903	54,735,154	11.5%	3.7	4.2
～100	44,579,120	44,287,120	43,610,000	56,243,395	42,958,745	-1.5%	3.3	3.3
～200	55,286,295	54,332,495	52,581,930	46,183,600	46,771,400	-11.1%	4.0	3.6
～500	80,704,250	80,686,430	77,474,760	86,524,850	70,145,860	-9.5%	5.8	5.3
～1,000	65,223,900	64,212,615	63,814,095	32,906,160	52,017,840	-18.5%	4.8	3.9
～2,000	85,100,050	82,892,250	82,432,070	94,126,110	70,693,155	-14.2%	6.2	5.4
2,000超	145,895,680	143,690,730	133,727,510	97,851,585	95,760,600	-28.4%	10.1	7.3
合計	1,343,627,655	1,339,068,910	1,325,000,435	1,368,009,326	1,317,350,094	-0.6%	100.0	100.0

2-3 汚水件数の推移

一般汚水件数を水量区分別で見ると、家庭用が中心と思われる 30 m³以下の区分のほか100 m³以下の区分において増加している一方、事業用が中心と思われる 200 m³超の区分では大きく減少しています。

なお、基本使用料区分 (0~8 m³) の汚水件数は 0.7%の微増となっており、合計でも 3.1%の増加となっています。



一月当たり汚水量区分	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	H31⇒R3増減	H31構成比	R3構成比
0~8	521,840	526,699	530,933	532,778	534,395	0.7%	53.2	51.9
~20	299,530	300,390	302,149	316,205	314,785	4.2%	30.3	30.6
~30	112,851	111,776	111,074	107,602	120,301	8.3%	11.1	11.7
~50	38,502	37,215	36,368	37,779	40,668	11.8%	3.6	3.9
~100	9,041	8,751	8,607	29,048	10,874	26.3%	0.9	1.1
~200	3,961	3,991	3,942	6,232	3,830	-2.8%	0.4	0.4
~500	4,485	4,423	4,225	4,846	3,725	-11.8%	0.4	0.4
~1,000	780	745	713	713	612	-14.2%	0.1	0.1
~2,000	538	528	528	692	468	-11.4%	0.1	0.0
2,000超	300	294	284	270	202	-28.9%	0.0	0.0
合計	991,828	994,812	998,823	1,036,165	1,029,860	3.1%	100.0	100.0

3. 他団体との比較

3-1 使用料体系の比較

使用料体系を東京都及び近隣他都市と比較すると、基本使用料区分は大きく変わらないものの（東京都は本市の114%、近隣5市平均は本市の84%）、他の水量区分において本市は東京都、近隣5市平均いずれよりも大幅に低い料金設定となっています。

例えば、「～20 m³」区分において東京都は本市の220%、近隣5市平均は本市の160%、「～500 m³」区分において東京都は本市の235%、近隣5市平均は本市の193%、「2,000～m³」区分において東京都は本市の177%、近隣5市平均は本市の152%となっています。

このことから、本市の使用料体系は、基本使用料区分は他団体と大きな差はないものの、従量料金はいずれの区分も他団体より低いことが分かります。

水量区分別 1m ³ あたり料金（円）	武蔵野市	東京都	5市平均					
				三鷹市	小金井市	西東京市	調布市※	国分寺市※
直近改定時期	R2.4	H10.6		H26.4	H31.4	H23.10	H12.4	H16.1
0～8m ³ ※調布市・国分寺市は0～10m ³	490	560	411	400	350	410	350	545
～20m ³	50	110	80	62	70	88	81	100
～30m ³	65	140	106	86	105	126	98	115
～50m ³	75	170	119	97	120	157	98	125
～100m ³	85	200	149	126	135	189	125	170
～200m ³	100	230	179	144	170	239	144	200
～500m ³	115	270	222	204	210	283	172	240
～1,000m ³	140	310	256	245	250	306	201	280
～2,000m ³	195	345	292	283	290	328	227	330
2,000m ³ ～	195	345	297	308	290	328	227	330

3-2 最大使用時料金及び単価の比較

水量区分別の最大使用時料金及びその単価を東京都及び近隣他都市と比較すると、基本使用料区分は大きく変わらないものの(東京都は本市の114%、近隣5市平均は本市の84%)、他の水量区分において本市は東京都、近隣5市平均いずれよりも大幅に低い単価となっています。

例えば、「20 m³利用時」において東京都は本市の172%、近隣5市平均は本市の126%、「500 m³利用時」において東京都は本市の232%、近隣5市平均は本市の186%、「10,000 m³利用時」において東京都は本市の180%、近隣5市平均は本市の154%となっています。

1月あたり料金(円)	武蔵野市	東京都	5市平均					
				三鷹市	小金井市	西東京市	調布市※	国分寺市※
8m ³ ※調布市・国分寺市は10m ³	490	560	411	400	350	410	350	545
20m ³	1,090	1,880	1,373	1,144	1,190	1,466	1,160	1,545
30m ³	1,740	3,280	2,433	2,004	2,240	2,726	2,140	2,695
50m ³	3,240	6,680	4,821	3,944	4,640	5,866	4,100	5,195
100m ³	7,490	16,680	12,271	10,244	11,390	15,316	10,350	13,695
200m ³	17,490	39,680	30,211	24,644	28,390	39,216	24,750	33,695
500m ³	51,990	120,680	96,751	85,844	91,390	124,116	76,350	105,695
1,000m ³	121,990	275,680	224,951	208,344	216,390	277,116	176,850	245,695
2,000m ³	316,990	620,680	516,551	491,344	506,390	605,116	403,850	575,695
10,000m ³	1,876,990	3,380,680	2,889,351	2,955,344	2,826,390	3,229,116	2,219,850	3,215,695

1m ³ あたり料金(円)	武蔵野市	東京都	5市平均					
				三鷹市	小金井市	西東京市	調布市※	国分寺市※
8m ³ ※調布市・国分寺市は10m ³	61	70	51	50	44	51	35	55
20m ³	55	94	69	57	60	73	58	77
30m ³	58	109	81	67	75	91	71	90
50m ³	65	134	96	79	93	117	82	104
100m ³	75	167	123	102	114	153	104	137
200m ³	87	198	151	123	142	196	124	168
500m ³	104	241	194	172	183	248	153	211
1,000m ³	122	276	225	208	216	277	177	246
2,000m ³	158	310	258	246	253	303	202	288
10,000m ³	188	338	289	296	283	323	222	322

4. 改定にあたっての論点

4-1 現行使用料の考え方について

(1) 利用者間の負担の公平性について

現行の使用料体系における負担の公平性については、平成 31（2019）年 3 月武蔵野市下水道使用料等検討委員会答申「下水道使用料の改定等について」において、次のとおりとされています。

【現行使用料の考え方】

下水道使用料の改定にあたっては、負担増が特定の利用者に偏ることを避け、下水道利用者全体で負担することを原則とする。

よって、基本使用料及び従量使用料単価を極力均等に改定する。

(2) 経営の安定性について

本市の使用料体系は、東京都や都内類似団体と比較し基本使用料割合を高く設定しています。

一般的に、維持管理や改築などで経常的支出が多い場合などは固定収入割合を高くすることが望ましく、基本使用料割合の上昇は固定収入割合を高めて経営の安定化を図ることができます。

(3) その他の留意事項

新型コロナウイルスや不安定な世界情勢、円安などにより、市民生活においても電気料金やガス料金の値上げ、石油や食料品等の価格高騰で一般家庭への経済的な影響が広がっており、家計の負担は大きくなっているのが現状です。

同様に、事業者についても、P.2「2-2 汚水使用料の推移」のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、令和 2（2020）年度と令和 3（2023）年度は事業用が中心と思われる 100 m³超の区分では大きく減収となっており、今後回復することが見込まれるものの、経済活動に影響を与えている状況にあります。

4-2 使用料体系改定にあたって

今回の使用料の改定にあたって、P.8「4-1 現行使用料の考え方について」の「(1)利用者間の負担の公平性について」を踏まえながら、負担が特定の利用者に偏ることを避け、下水道利用者全体で負担することを原則とします。

その上で、「(2)経営の安定性」、「(3)その他の留意事項」を踏まえ、かつ他自治体の使用料体系も参考とし、使用料体系の改定の大きな考え方として、以下3つのパターンについて、相対的な優劣を高い方から◎→○→△と整理しました。

パターン(1) 基本使用料、従量使用料とも均等に改定

使用料体系	改定の有無	評価			パターン(2)(3)との比較
		(1)公平性	(2)経営	(3)その他	
基本使用料	均等に改定	◎	◎	一般家庭 △	基本使用料の改定率が最も高く経営面でのメリットは大きいですが、排水量の少ない利用者層の負担は大きくなる
従量使用料				事業者 ◎	

パターン(2) 従量使用料のみ改定

使用料体系	改定の有無	評価			パターン(1)との比較
		(1)公平性	(2)経営	(3)その他	
基本使用料	改定なし	△	△	一般家庭 ◎	排水量の少ない利用者層へ配慮を行うものだが、一方、大口利用者の負担は大きくなる。また、経営の安定性も低くなる。
従量使用料	改定あり(高)			事業者 △	

パターン(3) 基本使用料、従量使用料とも改定はするが、従量使用料の改定率が高い

使用料体系	改定の有無	評価			パターン(1)との比較
		(1)公平性	(2)経営	(3)その他	
基本使用料	改定あり(低)	○	○	一般家庭 ○	基本使用料の改定率が低くなるため、公平性、経営面は劣るが、排水量の少ない利用者層の負担は小さくなる。
従量使用料	改定あり(高)			事業者 ○	